

令和 3 年 度

地域政策科学研究科（前期）

一 般 入 試

専 門 科 目

時 間 180 分

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
2. 問題冊子は、この表紙を除いて 2 枚です。
印刷不鮮明の箇所などがあれば、監督者に申し出て下さい。
3. 解答は、別紙の解答用紙に横書きで記入して下さい。
4. この問題冊子とは別に、解答用紙が 1 枚配布されていますが、そのすべての用紙の指定欄に科目名と受験番号を必ず記入して下さい。
5. 試験終了の合図とともに、ただちに、筆記用具を机の上に置いて下さい。
6. 解答用紙は持ち帰らないで下さい。

令和3年度（前期）

（一般入試）

文化史

1 別添の史料を読んで、各問いに答えなさい。

問1 （史料1）・（史料2）をそれぞれ漢字かなまじりの書き下し文にあらためなさい。

問2 （史料1）・（史料2）にみえる「中原久経」「近藤七国平」両名の役割について、史料の内容に即して説明しなさい。

問3 （史料2）で頼朝は誰にどのようなことを伝えようとしていたか、史料の内容に即して説明しなさい。

2 次のテーマから1題を選択し、500字以内で論じなさい（2題以上選択しないこと）。

（1） 堀田永年私財法の歴史的評価について

（2） 稲村公方・笹川公方の登場の経緯と奥羽社会への影響について

（3） 近世の百姓一揆について

別添の史料

（史料1）元暦二年二月

五日己未。典膳大夫中原久経。近藤七国平。為使節上洛。（先先雖為使節。他人相替。今度治定云云。）是追討平氏之間。寄事於兵糧。散在武士於畿内近国所所致狼藉之由。有諸人之愁緒。仍雖不被相待平家滅亡。且為被停止彼狼喉。所被差遣也。先相鎮中国近辺之十一ヶ国。次可至九国四国。悉以経奏聞。可随院宣。此一事之外。不可交私之沙汰之由。被定仰云云。今兩人雖非指大名。久経者。故左典厩御時殊有功。又携文筆云云。国平者勇士也。有廉直誉之間。如此云云。依仰各可致憲法沙汰之趣。進起請文云云。

（史料2）元暦二年三月

四日丁亥。為鎮畿内近国狼喉。以典膳大夫久経。近藤七国平。為御使。被差遣已訖。而猶在洛武士現狼藉之由。依令聞及給。為散叡疑之恐。被言上其子細云云。

武士之上洛候事者。為令追討朝敵候也。朝敵不候者。武士又不可令上洛。武士又不令上洛者。不可致狼藉候歟。而敵人隔海之間。于今不遂追討。経廻之武士。国国庄庄。無四度計事其聞多候。仍被追討以後。可令沙汰直之由。雖存思給候。於近国者。且為令糺定。使者二人所令上洛候也。其以前不覺者候。只守院宣。相副御使。為廻行許候。不可然者令進退候者。定似自由之沙汰候歟。募頼朝威武士濫妨事。令停止候之許也。子細勒狀。給使者候畢。以此旨可令申沙汰給候。恐恐謹言。

三月四日

頼朝

謹上 藤中納言殿

（新訂増補国史大系 第32巻 『吾妻鏡』前篇 より一部引用）